

通所介護重要事項説明書

< 令和6年10月1日 現在 >

1 デイサービスセンター豊潤館が提供するサービスについての相談・要望・苦情等窓口

電話 048-753-1135 (午前9時～午後5時)

担当 生活相談員 柄澤里佳 矢吹淳子

* 御不明な点は、なんでもおたずねください。

名称・法人種別 社会福祉法人 弘颯会

代表者役職・氏名 理事長 岡田 裕司

本部所在地・電話番号 さいたま市岩槻区東岩槻2-2-20

048-794-7766

2 デイサービスセンター豊潤館の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	デイサービスセンター豊潤館
所在地	埼玉県春日部市花積267-7
介護保険指定番号	通所介護 (埼玉県 1170600868 号)
サービスを提供する対象地域	春日部市、さいたま市岩槻区

(2) 同センターの職員体制

職 種	配置基準	業 務 内 容
管 理 者	1 名	サービス管理全般
生活相談員	2 名	相談及び技術指導
看護師	2 名	機能訓練業務・健康管理業務
介護職員 (介護福祉士・ 初任者研修終了者等)	3 名以上	利用者の介助及び援助 利用者の送迎

(3) 同センターの設備の概要

定 員	2 5 名	静養室	1 室 6 床
食堂兼機能訓練室	1 室 1 8 8 . 3 8 m ²	相談室	1 室
浴 室	一般浴槽と特殊浴槽があります。	送迎車	3 台

(4) 営業時間

月～土	午前8時30分～午後5時30分
日・祝祭日、	定休日

3 サービス内容

通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、排せつ介助、機能訓練、その他必要な介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他ご利用者様に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う事によりご利用者様の心身機能の維持を図るサービスです。

【その他の費用】

昼食費 1食 500円（全額自己負担）

おやつ費 150円（全額自己負担）

その他 上記の他、おむつ代、レクリエーションに係る費用は自己負担となります。

5 支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、15日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払い方法は、銀行振込、引落とし、現金集金の3通りの中から御契約の際に選べます。

6 サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当センター職員がお伺いいたします。

通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員と御相談ください。

（2）サービス利用契約の終了

① お客様の御都合でサービス利用契約を終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当センターの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護状態区分が、要支援1、2又は自立（非該当）と認定された場合

- ・お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

・当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様、ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

・お客様が、サービス利用料金の支払期限（15日間）までに支払うことなく、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、お客様が入院又は病気等により3ヶ月以上にわたりサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、又はお客様や御家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

7 秘密の保持

（1）従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

（2）利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いませぬ。また利用者の家族の個人情報についても同様です。

(3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名（損害保険ジャパン） 保険名（社会福祉施設総合損害補償「しせつの損害補償」）

9 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等の為、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

①当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを介護支援専門員、市町村等関係機関に通報します。

②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

③事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。

虐待防止責任者：在宅管理責任者 小島 紀子

10 身体的拘束等の適正化

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行いません。緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

11 ハラスメント防止

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

(1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為

(2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

(3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、利用者及びその家族等が対象となります。

②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。

③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

1 2 緊急時の対応方法

風邪、病気の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更又は中止を行うことがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。サービスの提供中に様態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、家族、主治医等に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先	
氏 名	
住 所	
電話番号	(携帯)
続 柄	
主 治 医	
病院又は診療所名	
医師名	
住 所	
電話番号	

1 3 サービス内容に関する相談・苦情

① 当センターご利用者相談・苦情担当

担当 生活相談員 柄澤里佳 矢吹淳子 電話 048-753-1133

苦情解決責任者 施設長 浜野健治

第三者委員 斉藤千松（社会福祉法人弘颯会評議員）電話 048-754-0449

横田廣司（東岩槻地区民生委員） 電話 048-794-2284

② その他

当センター以外に、市町村の相談・苦情窓口、埼玉県国民健康保険連合会等でも受け付けています。

春日部市 介護保険担当 電話 048-736-1111

岩槻区 介護保険担当 電話 048-790-0111

埼玉県国民健康保険連合会 電話 048-824-2568（直通）

1 4 第三者評価

当事業所は、第三者評価は行っていません。

通所介護ご利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受け同意をしました。

※代理人の場合は利用者とのご関係を（ ）にご記入下さい。